議 案 第 五. + 六

号

訴 え  $\mathcal{O}$ 提 起 に 0 V

7

 $\mathcal{O}$ 議 案 を 提 出 す る

右

平 成 + 年 六 月 九 日

提 出 者 港 区 長

武 井

分 支 払  $\mathcal{O}$ 請

求

に

関

す

る

民

事

訴 訟

者 名 原 建 物 使 用 料 等 滞 納

左

記

 $\mathcal{O}$ 

と

お

り

訴

え

を

提

起

す

る

記

訴

え

 $\mathcal{O}$ 

提

起

に

0

11

て

告 東 京 都 港 区

芝

公

遠

丁

目

五.

番

+

五.

号

訴

訟

当

事

件

港 区

 $\equiv$ 事 件 及 び 訴 え  $\mathcal{O}$ 要 旨

(--)建 物 使 用 料 及 び 共 益 費  $\mathcal{O}$ 滯 納

被 告

雅

昭

訴

え

を

提

起

す

る

港 区 以 下 区  $\sqsubseteq$ لح 1 う  $\overline{\phantom{a}}$ は 平 成 七 年 三 月 + 三 日

に 対 L て 区 が 港 区

立

住 宅 条 例 平 成 六 年 港 区 条 例 第 + \_\_\_ 号 に 基 づ き 設 置 L 管 理 す る 東 京 都 港 区 高 輪

と

丁

目

十

六

番

十

五.

号

に

位

置

す

る

港

区

立

住

宅

シ

テ

1

ハ

1

ツ

高

輪

六

 $\bigcirc$ 

兀

号

室

以

下

本

件

建

物

11 う  $\mathcal{O}$ 使 用 に 9 11 て 同 条 例 に 基 づ き 許 可 を 与 え た

は 本 件 建 物  $\mathcal{O}$ 使 用 料 及 び 共 益 費 以 下  $\neg$ 使 用 料 等 \_ لح 11 う 0 を 平 成 + 八 年 八

た が 同 年 月 分 か 5 滯 納 L た 月

分

ま

で

納

付

L

た

が

同

年

九

月

分

を

滞

納

L

同

年

+

月

分

カン

5

平

成

十

九

年

月

分

ま

で

納

付

L

区 は

に 対 L て 再 三 に わ た ŋ 督 促 を 行 0 た が

は 使 用 料 等  $\mathcal{O}$ 納

付

を

還 L た は

平

成

十

九

年

六

月

三

十

日

使

用

料

等

滞

納

分

 $\mathcal{O}$ 

納

付

を

L

な

1

ま

ま

本

件

建

物

を

返

切

L

な

カン

9

た

 $(\underline{\phantom{a}})$ 提

訴

訟

 $\mathcal{O}$ 

起

滞 納  $\mathcal{O}$ 額 は 使 用 料 等 百 + 万 七 千 七 百 七 + 五. 円 平 成 + 八 年 九 月 \_\_ 日 カン 5 同 月 三 +

日

で 及 び 平 成 + 九 年 月 日 か 5 同 年 六 月 三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 使 用 分 に 達 L て 11 る

ょ 0 て

ま

区 は を 被 告 لح L て 使 用 料 等 滞 納 分  $\mathcal{O}$ 支 払 及 び 仮 執 行  $\mathcal{O}$ 宣 言 を 求 8 る

訴 訟 遂 行  $\mathcal{O}$ 方 針

本 件 訴 訟 に お ١, て、 必 要 が あ る 場 合 は、 和 解 及 び 上 訴 をすることが できる ŧ のとする。

(説 明)

訴 え を 提 起 す る 必 要 が あ る た め、 地 方 自 治 法 昭昭 和二十二 年 法 律 第 六 + 七 第 九 + 六 条 第

項 第 + \_\_ 뭉  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 本 案 を 提 出 11 た L ま す。